

平成 17 年 7 月 12 日
内 閣 府
犯罪被害者等施策推進室

広報・啓発活動の実施について

(回答)

- 1) 犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策を講じていくことが、犯罪被害者等の権利利益の保護において重要であると認識している。この観点から、内閣府としては、国民が犯罪被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域において、以下の点に留意しつつ、犯罪被害者等や、犯罪被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者、国民（市民）等が一同に会し議論をする場（集い）を開催すべく、必要な調整を行う。
 - ・ すべての「集い」において、犯罪被害者等が、少なくとも基調講演者ないしパネラーのいずれかの立場で参加するようにする。
 - ・ 特に地方の「集い」においては、地方ごと、異なる犯罪被害類型等に着目したテーマを採り上げる。
 - ・ 東京及び地方での「集い」の結果は、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。また、すべての「集い」の結果をまとめ、報告書の形で国民に提供することにより、毎年、犯罪被害者等に広く関わるテーマと、様々な犯罪被害類型等に関わるテーマとをまとめた啓発が可能となると考える。
- 2) 犯罪被害者週間ないし記念日を設けて啓発活動を集中的に行うことについては、その意義を理解しているところ、そうした週間ないし記念日が設けられれば、当該期間にあわせて上記 1) の事業を実施する。なお、具体的な日付及び期間の長さについては、基本計画案の骨子に対する国民意見の聴取の中で、あわせて聴取してはいかかが。
- 3) 上記 1) のほか、内閣府において、犯罪被害者や犯罪被害者の援助に精通した有識者等を招き、関係省庁の職員を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を複数回開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供すべく、必要な調整を行う。
- 4) 政府広報等とも連携し、メディアを通じて、犯罪被害者等の置かれた状況や、それを踏まえた施策実施の重要性について広報する。

犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進について	及び
犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成について	

(回答)

- 1) 第 5 回検討会において提示した「継続的な調査」(犯罪被害類型別・被害者との関係別の、置かれた状況や当該状況の経過等に関する基礎的な事項を把握するための調査) について、その結果を統計処理して国民向けに公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進を図るべく、必要な調整を行う。
- 2) 犯罪被害者等の置かれた状況等に関して、国民がどの程度理解しているか、また、必要な配慮をどの程度行っているか、心無い言動等からくる二次的被害がどの程度存在しているか等について、国民の感じ方を把握し、これらに対する犯罪被害者等の感じ方と比較する研究調査を行い、その結果を、青少年に対しては利用しやすい教材等の形に加工し教育等に役立てていただくとともに、成人に対しては統計処理後の公表物の形で啓発に役立てられるよう、必要な調整を行う。

第 6 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について ― 2 ―
(推進体制関係)

平成 1 7 年 7 月 1 2 日
内 閣 府
犯罪被害者等施策推進室

国の行政機関相互の連携・協力について

(回答)

- 1) 犯罪被害者等施策推進会議を活用して、関係府省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行っていく。
- 2) 犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議（平成 1 7 年 4 月 1 日関係府省庁等申合せ）を活用し、関係府省庁等の間での随時の連絡調整等を行っていく。
- 3) 男女共同参画基本計画、交通安全基本計画等、他の政策に係る中長期的方針等と連携する。

地方公共団体に対する連携・協力について

(回答)

- 1) 都道府県担当会議等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保する。なお、その中で、第 5 回検討会で当府構成員より発言申し上げたとおり、地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認する。
- 2) 構造改革特別区域制度の活用を通じた地方公共団体における犯罪被害者等施策の可能性について周知を図る。
- 3) なお、第 5 回の検討会で検討した、地方レベルでの「立体的、網の目状」のネットワークの構築方策など、地方公共団体が関係してくるものについては、当該検討結果について確実に地方公共団体に提供し、当該地方公共団体の管轄する地域においてその実現に向けた必要な連携・協力を図る。

その他様々な関係機関・関係者との連携・協力について

(回答)

- 1) 行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を推進していく。これに当たっては、第20条関係で提案した、地方における「集い」を活用する。
- 2) 犯罪被害者団体どうしの情報交換に資する観点から、第5回検討会で提示した「犯罪被害者団体ポータルサイト」の構築・活用を図る。

犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映について

(回答)

- 1) 今後とも、様々な犯罪被害者団体等から、意見を聴取する機会を設ける。
- 2) 内閣府においては、犯罪被害者団体等の意見を、上記の機会に限らず、様々な媒体により、随時受け付ける。
- 3) 聴取した意見については、適切に施策に反映させるよう努める。
- 4) なお、すでに、内閣府の犯罪被害者等施策のページに、「ご意見・ご要望」のリンクを張っており、これを通じて、犯罪被害者等を含む一般国民からのご意見・ご要望を聴取することができるようになっている。
- 5) また、推進会議においては、現在策定中の犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等からの要望をふさわしい形で盛り込んでいくという観点から策定作業を行っている。

施策策定過程の透明性の確保について

(回答)

- 1) 今後とも、情報公開法の趣旨に照らし、情報公開を行っていく。
- 2) 犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の施策情報について、迅速な公開に努める。

施策の実施状況の検証・評価・監視について

(回答)

- 1) 推進会議において、施策の有効性についての検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施する。
- 2) 推進会議において、基本計画の作成・推進による効果についての評価を実施する。

- 3) 推進会議において、施策の実施状況の監視を行う。
- 4) なお、具体的目標・達成期間を定めた重点施策実施計画の策定等との要望については、すでに、今次基本計画の策定において、施策ごと、実施に移せるものは速やかに実施するとともに、検討を要するものや、法改正・財源確保等を必要とするものについては、検討の方向性及び期限を示した上で基本計画に盛り込んでおり、すでに、かかる要望は基本計画の策定によって満たされている。

フォローアップの実施について

(回答)

- 1) 推進会議において、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、施策の実施の推進を図る。
- 2) フォローアップ結果を、年次報告等を通じて公表する。
- 3) なお、重点施策実施計画策定後の進捗状況の継続的な調査・公表との要望については、基本計画の策定方針が上記 4) の説明にあるとおりであるところ、上記 1) 及び 2) を実施することで、かかる要望は満たされる。

基本計画の必要な見直しについて

(回答)

- 1) 犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況等を踏まえて、必要に応じ、基本法第8条第5項の規定に基づき、計画を見直すことは必要であると考える。
- 2) 基本計画が総合的・長期的な施策の大綱等を定めることにかんがみれば、その根拠法たる基本法は、総合的なものとして、長期的に安定したものである必要もあり、短期間かつ周期的な見直しを規定することは、長期間を要する制度改正等を躊躇させるなど、犯罪被害者等の権利利益の保護にかえって障害となることも考えられる。

第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について ― 2 ―
(基本法の基本的施策に係る各条文のいずれかに整理することが適当でない事項関係)

平成17年7月12日
内閣府
犯罪被害者等施策推進室

交通事故を犯罪として定義することについて

(回答)

- 1) 犯罪被害者等基本法の「犯罪被害者等」に、交通事故の被害者も含まれる。それを犯罪被害者等基本法において明確にすべく法改正を行えば、他の法律において「犯罪」「犯罪等」「犯罪被害者」「犯罪被害者等」という言葉が同様の明示なく用いられている場合に、それらは交通事故の被害者を含まないという解釈につながってしまうおそれがある。したがって、法改正よりはむしろ、基本計画の総論部分の中で、例えば、「犯罪被害者等(交通事故に係る業務上過失致死傷及び危険運転致死傷の被害者等も含む。)」とする等の対応をすることとしたい。
- 2) 交通事故には様々な原因・形態がある中、犯罪に該当する交通事故の被害者等については、上記1)のとおりである。しかしながら、交通事故を一律に犯罪と称することについては、慎重になる必要がある。

交通事故被害者に関する独立した施策について

(回答)

犯罪被害者等基本計画において、交通事故被害者等の個別具体の犯罪被害類型等に着眼した章立てをすることは考えていないが、で述べたとおり、「犯罪被害者等」の中に、交通事故の被害者も含まれており、交通事故被害者に対する施策についても、基本計画に盛り込まれているところである。

なお、交通事故被害者等に対する施策のうち、交通安全に関連するものは、交通安全基本計画に盛り込まれている。

警察庁担当官 殿

平成 17 年 7 月 19 日
内 閣 府
犯罪被害者等施策推進室

平成 17 年 7 月 19 日警察庁質問への回答

標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 市区町村の窓口となる担当課及び体制について

都道府県犯罪被害者等主管課室長会議において、政令指定都市については、同会議に出席を求めるとともに、当該市に置かれている区ごとの担当窓口等の把握をしていただくとともに、それ以外の市町村については、都道府県ごと、当該区域に属する市町村の担当窓口及び体制について確認いただくことを予定している。

2. 窓口の確認のほか地方公共団体における施策の推進方策について

地方公共団体の行う犯罪被害者等のための施策は、いわゆる自治事務に属し、基本法第 5 条においても、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている。

上記を踏まえれば、国が、国自らの行う施策を総合的に推進していくにあたり、地方公共団体の行う施策との連携を図ることが重要であり、また、個別施策においては、例えば第 11 条関係で議論された「どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討及び施策の実施」のように、全体の施策目的の中で国と地方公共団体の役割分担を検討し、地方公共団体に対して、その検討を踏まえた主体的な施策実施を国との連携の中で要請していく等のことは考えられ、それぞれ、最も関係の深い重点課題を議論する検討会会合において議論されたところである。

一方、推進体制に「地方公共団体における推進体制の在り方」を盛り込むことは、地方公共団体の行う犯罪被害者等のための施策そのものを総合的に国が推進すること、あるいは、その在り方を提示し実施させることを盛り込むという意味につながるが、これは地方自治の理念に反するため、適切ではない。

なお、上記を踏まえてもなお、貴庁において、ご提案の事項に関して個別に骨子として盛り込む必要のある事項が考えられるのであれば、それをお示しいただきたい。

以 上